

## 生活訓練事業

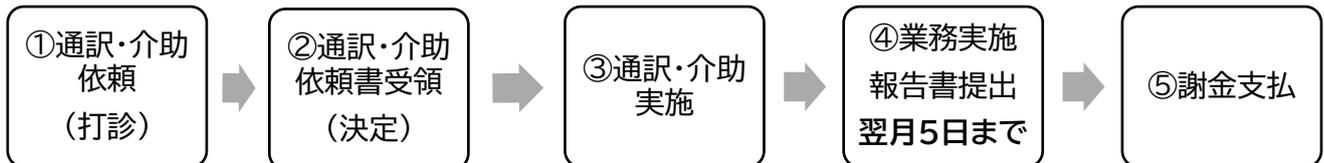
事業名：千葉県委託事業「千葉県盲ろう者向け生活訓練事業」

事務業務担当：千葉盲ろう者友の会 盲ろう者支援事業担当

生活訓練担当専用アドレス seikatsu.chibadb@gmail.com

電話&FAX 043-310-3008(派遣と同じ)

依頼、業務、支払いについては、派遣事業に準じている



**業務の範囲：生活訓練における通訳・介助業務の範囲は、以下に限定されます。**

訓練

送迎

昼食（1時間程度）

訓練日に、生活訓練の通訳・介助業務範囲を超える内容の依頼が盲ろう者からあった場合、派遣事業と生活訓練事業の併用になります。

【依頼例①】10時～12時点字訓練。訓練終了後、昼食を食べて帰る。

➡この場合は、業務範囲内なので、生活訓練事業のみの依頼。

【依頼例②】10時～12時点字訓練。訓練終了後、昼食を食べて、買い物をして帰りたい。昼食時間は1時間程度。買い物時間は2時間程度。

➡この場合は、買い物が業務範囲外なので生活訓練事業と派遣事業の併用となり、生活訓練事業と派遣事業、それぞれから依頼。

注意) この場合、生活訓練事業と派遣事業の両方の報告書が必要です。

保険：基本的には「福祉サービス総合補償」に加入します。また自宅以外で行う訓練については、利用者も含めて「ボランティア行事用保険」に加入します。ケガ等ありましたら、すぐに事務所にご連絡ください。

その他：生活訓練事業では、千葉県の委託事業の対象外の盲ろう者に対して、赤い羽根共同募金の助成金を受け、自主事業として対象外の盲ろう者に生活訓練を実施しています。今後、自主事業の通訳・介助のご協力をお願いすることがあるかもしれません。その際は、改めてご説明いたします。よろしくお願ひいたします。

生活訓練事業について、ご不明な点がございましたらご連絡ください。